## 東京都市計画防災街区整備事業の決定(品川区決定)

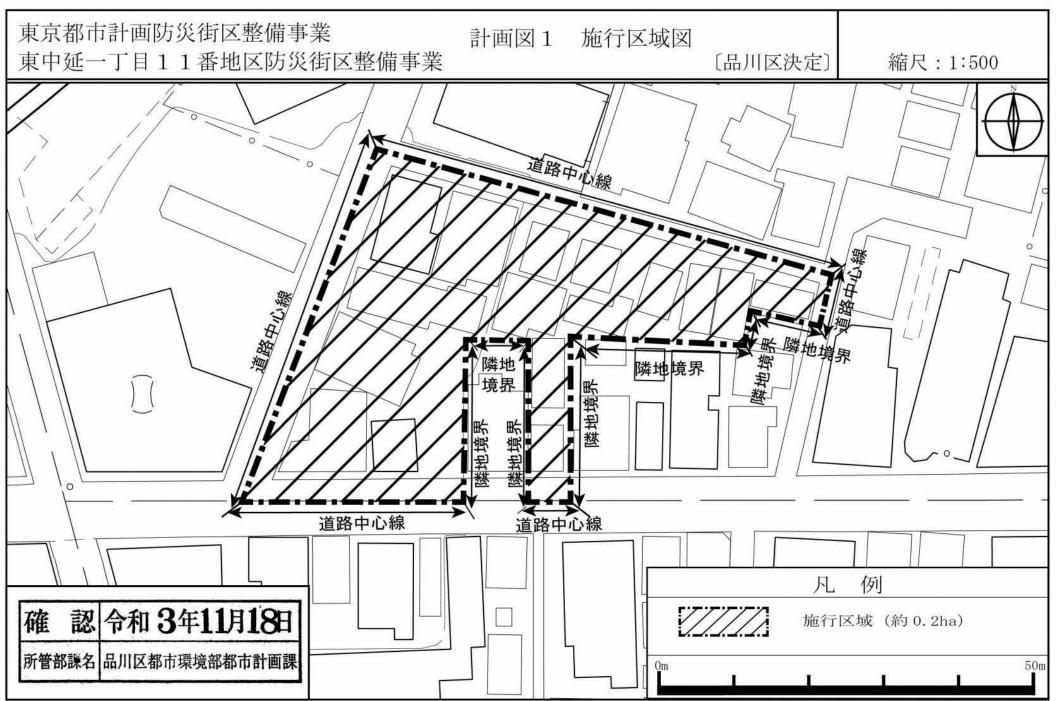
都市計画東中延一丁目11番地区防災街区整備事業を次のように決定する。

名 称		東中延一丁目11番地区防災街区整備事業			
面 積		約 0. 2 h a			
公共施設の配置及び規模	道路	種 別	名 称	規 模	備考
		区画街路	特別区道IV-69 号	幅員 約3.5 m (約7 m) 延長 約40 m	既設 幅員は道路中心からの幅員、( ) 内は地区外を含めた幅員を示す。
			特別区道IV-80 号	幅員 約3m (約6m) 延長 約50m	既設 幅員は道路中心からの幅員、( ) 内は地区外を含めた幅員を示す。
			区画道路1号	幅員 約2m (約4m) 延長 約60m	拡幅 幅員は道路中心からの幅員、( ) 内は地区外を含めた幅員を示す。
防災施設建築物の整備に関する計画		構造	高さ	配 列	備考
		鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造による耐火建築物とする	7 m以上	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、道路の境界から2m以上でなければならない。 ただし、次に該当する建築物等はこの限りではない。 1 歩行者の安全を確保する為に必要な上屋、庇の部分、手すり、駐車場の用に供する車路出入口 2 給排気施設の部分	
備考		特定防災街区整備地区内			

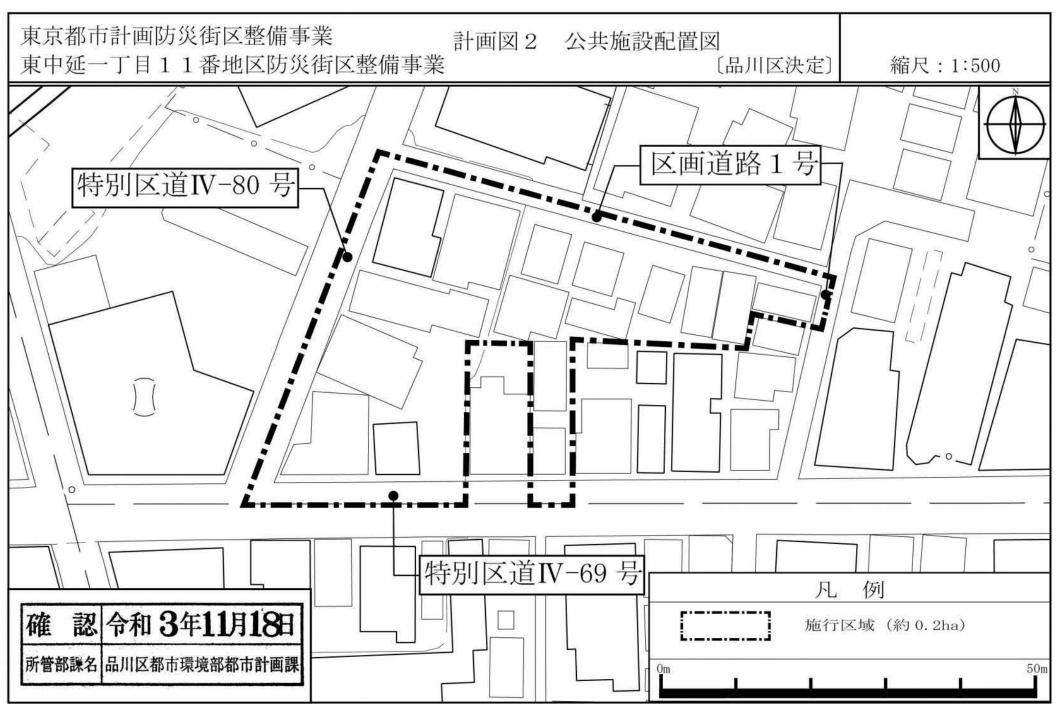
「位置、施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由 : 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区整備事業を決定する。





この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)2都市基交著第133号、令和2号10月20日。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)2都市基交著第133号、令和2号10月20日。